○厚生労働省告示第百十五号

厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第百十六号

厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第四号を次のように改める。

四　重度療養管理に係る状態

イ　指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。）の利用者については、次のいずれかに該当する状態

(1)　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

(2)　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

(3)　中心静脈注射を実施している状態

(4)　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

(5)　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

(6)　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

(7)　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

(8)　褥瘡に対する治療を実施している状態

(9)　気管切開が行われている状態

ロ　介護老人保健施設の入所者については、次のいずれかに該当する状態

(1)　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

(2)　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

(3)　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

○厚生労働省告示第百十七号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「訪問介護費の注11、訪問入浴介護費の注5、訪問看護費の注6」を「訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注8」に改め、「居宅介護支援費の注4」の下に「、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注6」を加え、「介護予防訪問介護費の注4、介護予防訪問入浴介護費の注5、介護予防訪問看護費の注6」を「介護予防訪問介護費の注5、介護予防訪問入浴介護費の注6、介護予防訪問看護費の注7」に改める。

第二号中「訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注7、訪問リハビリテーション費の注2」を「訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注7、訪問看護費の注9、訪問リハビリテーション費の注3」に改め、「居宅介護支援費の注5」の下に「、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7」を加え、「介護予防訪問介護費の注5、介護予防訪問入浴介護費の注6、介護予防訪問看護費の注7、介護予防訪問リハビリテーション費の注2」を「介護予防訪問介護費の注6、介護予防訪問入浴介護費の注7、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注3」に改める。

○厚生労働省告示第百十八号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五条第四項及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第三条第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五条第四項及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第五条第四項に規定する厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。

一　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

二　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者

三　三年以上介護等の業務に従事した者であって、介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する二級課程を修了したもの

○厚生労働省告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準

一　指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に要する費用の額は、別表に定める単位数を、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に加算して得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとする。ただし、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に規定する基準を上回らない場合は、算定しない。